「873」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器		
	包装物当たりの許容質量		外装容器
	旅客機	旅客機以外の航空機	
3477（腐食性のものに限る。）	5kg	50kg	1A2，1B2，1D，1G，1H2，1N2，3A2，3B2，3H2，4A，4B，4C1，4C2，4D，4F，4G，4H2

(注)1）燃料電池用カートリッジは、包装の中で衝撃緩和のための措置がされていること。
2）各燃料電池用カートリッジの質量は、1kgを超えないこと。
3）容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

「Y873」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器	
	包装物当たりの許容質量	外装容器
3477（腐食性のものに限る。）	2.5kg	ドラム ジェリカン 箱

(注)1）燃料電池用カートリッジは、包装の中で衝撃緩和のための措置がされていること。
2）各燃料電池用カートリッジの容量又は質量は、液体については0.2ℓ、固体については0.2kgを超えないこと。
3）外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、合板、他の金属、ファイバ又はプラスチック製に限る。
4）外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限る。
5）外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限る。

「874」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器		
	包装物当たりの許容質量		外装容器
	旅客機	旅客機以外の航空機	
3477（装置に組み込まれたものであって腐食性のものに限る。）	5kg	50kg	ドラム ジェリカン 箱

(注)1）短絡を防止する措置を講じ、かつ、不測の作動が起こらないようにすること。
2）緩衝材を詰めること。
3）輸送の間、充電しないこと。
4）各燃料電池用カートリッジの質量は、1kgを超えないこと。
5）国際電気標準会議の安全基準に適合していること。

「875」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器		
	包装物当たりの許容質量		外装容器
	旅客機	旅客機以外の航空機	
3477（装置とともに包装されたものであって腐食性のものに限る。）	5kg	50kg	ドラム ジェリカン 箱

(注)1）装置とともに中間容器に包装すること。
2）中間容器に収納する燃料電池用カートリッジは、輸送する装置の数量と予備2個までとすること。
3）緩衝材又は仕切りを詰め、燃料電池用カートリッジが損傷しないように保護すること。
4）各燃料電池用カートリッジの質量は、1kgを超えないこと。

「876」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器				単一容器及び複合容器	
	内装容器	旅客機以外の航空機		外装容器	旅客機以外の航空機	
		内装容器当たりの許容容量	包装物当たりの許容容量		包装物当たりの許容容量	容器の種類
1724，1728，1747，1753，1762，1763，1766，1767，1769，1771，1781，1784，1799，1800，1801，1804，1816，1818，2434，2435，2437，2986，2987	ガラス製又は陶製容器	1ℓ	30ℓ	1A2，1D，1G，1H2，4A，4C1，4C2，4D，4F，4G，4H1，4H2	30ℓ	1A1，3A1，6HA1，鋼製シリンダー
	プラスチック製容器	—				
	金属製容器	5ℓ				

(注)　金属製容器は耐食性を有するものに限ること。

(8)　その他の有害物件

「950」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	包装物当たりの許容質量
3166	上限なし

(注)1）ディーゼル機関を除き燃料油をできる限り抜き取ること。又、燃料タンクの蓋を確実に締めること。
2）蓄電池は、確実に固定するとともに直立の状態を保ち、かつ、短絡するおそれのないよう措置すること。
3）消火器、パンク修理機等の輸送許容物件を含む附属品は、確実に固定すること。
4）内燃機関又は燃料電池機関を単体で輸送する場合は、すべての燃料、冷却液及び油圧システム中の油はできる限り抜き取ること。また、取り外したすべての液体管系統は、保護キャップにより確実に密閉されていること。